

2015.6.25  
第65号

# 家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行  
公益社団法人 家庭問題情報センター  
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

平成家族考65《高齢者の生活と意識の推移を国際比較で考える》1～4頁  
海外トピックス65《日本の「ハーグ条約実施法」施行1年を振り返る—日本の中央当局(外務省)の実績を中心に—》5～7頁

◆平成家族考 65

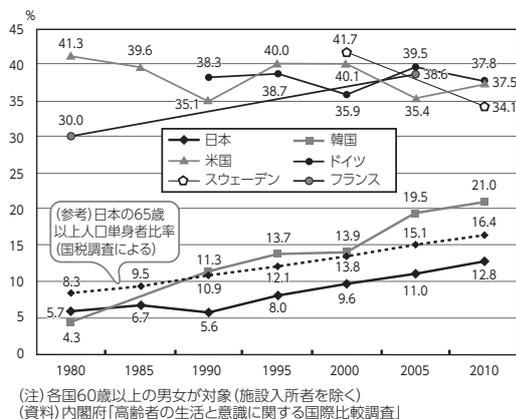
## 高齢者の生活と意識の推移を国際比較で考える

日本の人口は、年々20～10万人が減少する局面に入っていますが、総務省統計局の「日本の統計2014」によると、老年(65歳以上)人口は、30年後の2045年まで増加し続け、70年後には減少する総人口に老年人口の占める割合は、41.3%に達するとのことです。その時、老年人口の年金、医療、介護を支えるはずの生産年齢(15～64歳)人口は、現在の40%以下になっているのです。このことを念頭に置いて、今回は、日本の内閣府も参加して5年ごとに行っている「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(2010年)の結果から、日本、韓国、米国、ドイツ、スウェーデン、フランスの6か国の高齢者(60歳以上)の生活と意識の推移を比べながら、日本の高齢者と他の国の高齢者の生活と意識の違いについて考えてみたいと思います。(すべての図表の出典は、この国際比較調査の主要なものを図表化している「社会実情データ図録」Honkawa Data Tribune (<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/>)です。)

### 1 ひとり暮らし高齢者比率の推移の国際比較と日本の高齢者の家族形態の推移

図表1

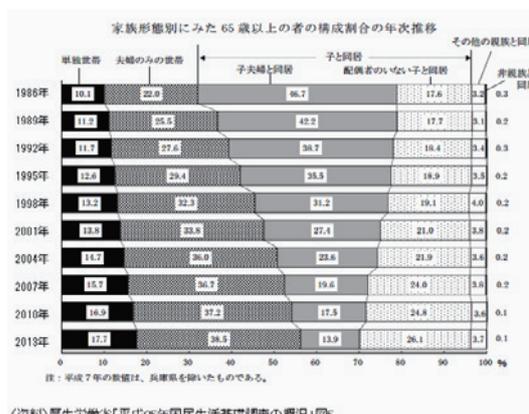
ひとり暮らし高齢者の比率の推移(主要国比較)



図表1は、6か国のひとり暮らしの高齢者の占める比率の推移を示したものです。日本のひとり暮らし高齢者の比率は、30年間で5.7%から12.8%へと増加しています。日本で高齢者とされる65歳以上の比率も点線で示されていますが、2010年で16.4%です。独居老人の問題が取り上げられるようになるのも

当然かも知れません。日本、韓国も早晚他の欧米諸国並みにひとり暮らし高齢者が増えることが予想されます。ただ、スウェーデンだけは、近年、急減していますが、これは、高齢者の自宅での生活を重視し、家族介護者への支援政策を採り始めたためかも知れません。

図表2 家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合の年次推移



図表2(末尾の注参照)は、日本の高齢者(65歳以上)の家族形態別の構成割合の推移を見たものです。

この冊子は、宝くし<sup>\*</sup>の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

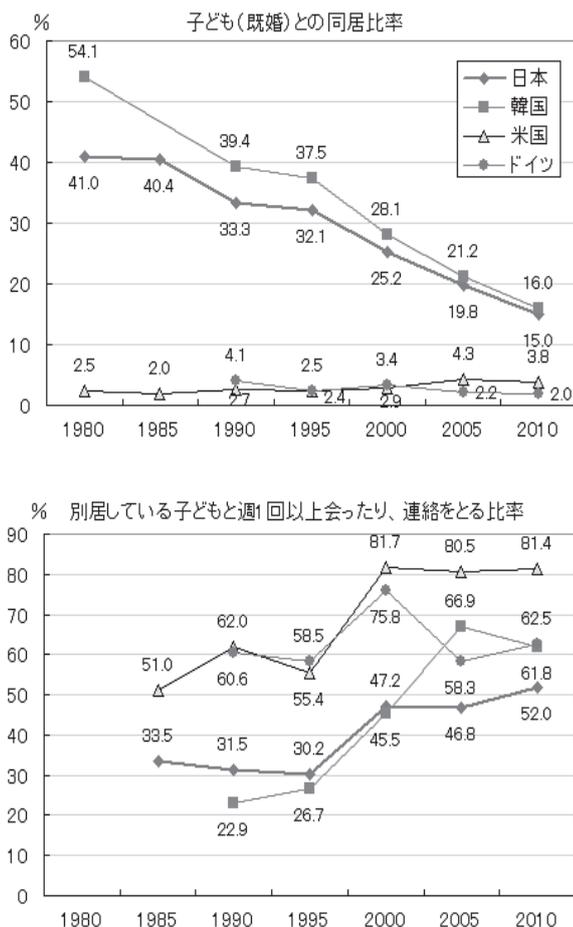


単独世帯(ひとり暮らし高齢者)の割合が、27年間で10.1%から17.7%に増加し、夫婦のみの世帯も22.0%から38.5%に増加し、逆に、子夫婦との同居が46.7%から13.9%へと激減し、配偶者のいない子との同居が17.6%から26.1%へと増加しています。若者の晩婚化や婚姻率の低下と連動しているようです。

## 2 既婚の子どもとの同居率と別居している子どもとの接触状況の国際比較

図表3

高齢者の子どもとの同居や別居している子どもとの接触の推移(主要国比較)



(注) 各国60歳以上の男女が対象(施設入所者を除く)。同居している子ども(既婚)は男の場合(ただし米国全年及びドイツ2000年以降は値が上回っている女の場合)

図表3の上の図は、日本、韓国、米国、ドイツの4か国の既婚の子どもと60歳以上の親との同居比率の推移を示しています。米国、ドイツは、以前から5%未満で推移しており、同居する習慣がないように思われます。それに引き換え、1980年では韓国54.1%、日本41.0%が同居していたのが、30年後には、いずれも16~15%に激減しており、そのうち米国、ドイツ並みに、同居する習慣はなくなると思われます。

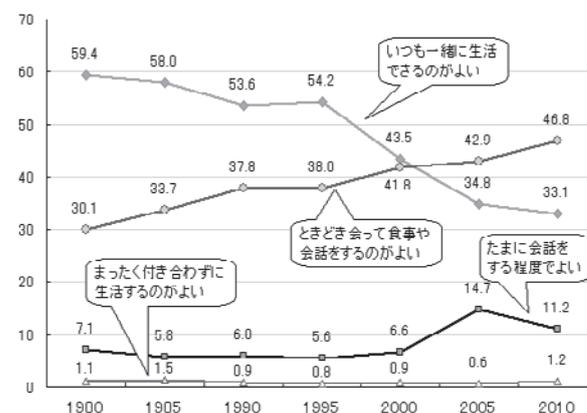
下の図は、別居している子どもとの接触頻度の推移を示しています。別居している子どもと週1回以上会ったり、連絡をとったりしている比率は、米国、ドイ

ツが高く、日本、韓国が低くなっています。一般に、スペイン、イタリア、ブラジルといったラテン系の諸国では、高齢者と子どもとの密着度が高いといわれ、同居率も高いのですが、別居していても頻繁に往き来することです。日本の特徴としては、同居率は高いものの、いったん別居した場合、子どもが親に会いに行く頻度がひどく落ちてしまう点にあることとです。これは家制度の名残で、他に所帯を持った子どもは、親と同居する長男夫婦への遠慮から控え目にする習慣があったからだという説があります。同居比率の低下に従って、日本、韓国も会ったり連絡したりする比率が次第に高くなりつつあり、やがて米国、ドイツと差がなくなると思われます。スマホ、パソコンなどのテレビ電話が低廉簡易に使えるようになると、実際には会わなくても、接触は密になるのかも知れません。

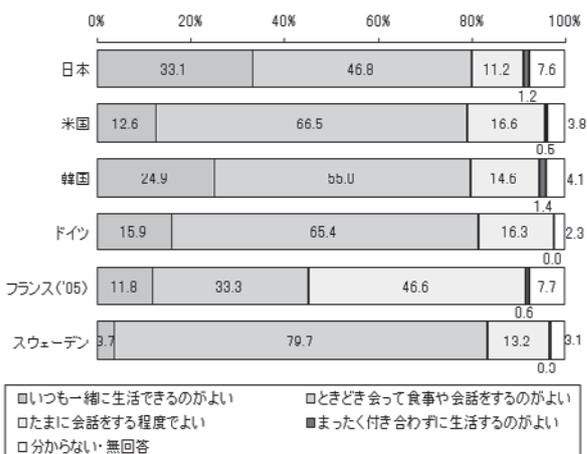
## 3 子や孫とのつきあい方の国際比較

図表4

高齢者の子どもや孫とのつきあい方



高齢者の子どもや孫とのつきあい方(国際比較)(2010年)



(注) 時系列は全国60歳以上の男女が対象。2000年以降は「分からない」がある。国際比較は各国60歳以上の男女が対象(施設入所者を除く)。(資料)内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

図表4の上の図は、日本の高齢者の子や孫とのつきあい方の推移を示したものです。「いつも一緒」が59.4%から33.1%に激減し、「ときどき会って食事

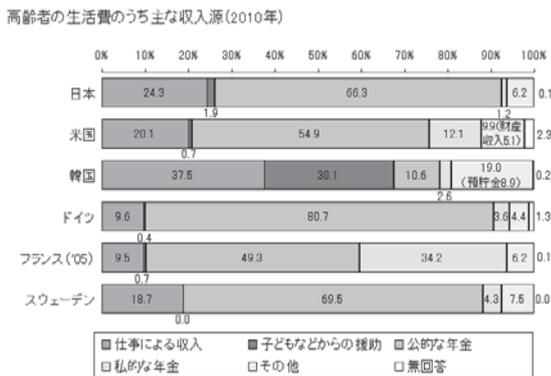
が30.1%から46.8%に増加しています。図表2で見たように、子夫婦との同居が46.7%から13.9%へと激減しているのと呼応しています。

下の図は、6か国の高齢者の子どもや孫とのつきあい方についての意見の比較を見たものです。これによると、フランスだけが「たまに会話をする程度でよい」が最も多く、他の国は「ときどき会って食事や会話をするのがよい」が最も多くなっています。その中で日本と韓国の「いつも一緒に生活できるのがよい」の比率の高さが目立ちます。日本の高齢者の3分の1は、できることなら孫と同居したいと考えているのでしょうか。

#### 4 高齢者の主な収入源と政策に対する高齢者の意見の国際比較

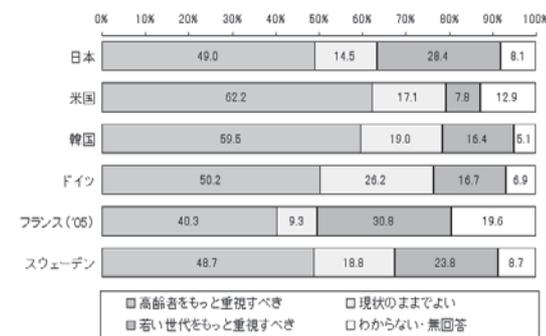
図表5の上の図は、6か国の高齢者の生活費の主な収入源の比率を比較したものです。高齢者の主な収入源は、韓国以外は公的年金です。韓国は、仕事による収入が最も多く、次いで子どもからの援助、預貯金の順となっていて、公的年金は10.6%にとどまっています。フランス、米国は私的年金の占める割合が目立ちます。

図表5



(注)「その他」には「財産からの収入」「預貯金などの引き出し」「生活保護」を含む。

高齢者の意見: 政策全般における高齢者や若い世代に対する対応(2010年)



(注)各国60歳以上の男女が対象(施設入所者を除く)  
(資料)内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

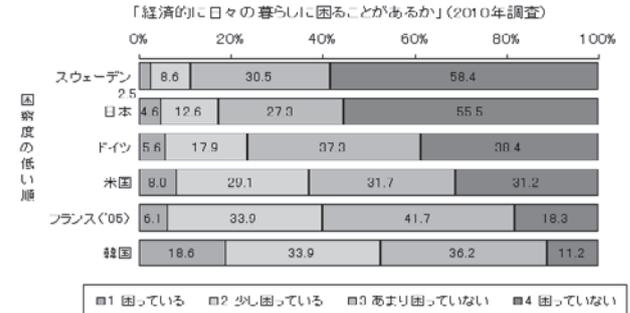
下の図は、政策についての高齢者の意見の比率を比べたものです。どの国も高齢者をもっと重視すべきが最も多くなっていますが、フランス、日本、スウェーデンは、二番目に若い世代をもっと重視すべきが多くなっています。フランスは、「子どもも仕事も」のスロー

ガンのもとに卓越した給付制度と保育・教育システムで女性の就労率も出生率も上げている実績があります。スウェーデンでは、もともと女性も就労するのが当たり前で、それを支える家庭の機能の外注システムが整備されています。日本で働く女性は、出産しても保育所・幼稚園に入れることもままならず、家事・育児をしたことのない夫をイクメンに変身させるシステムしかないお寒い現状に、高齢者も気にせざるを得ないのででしょうか。

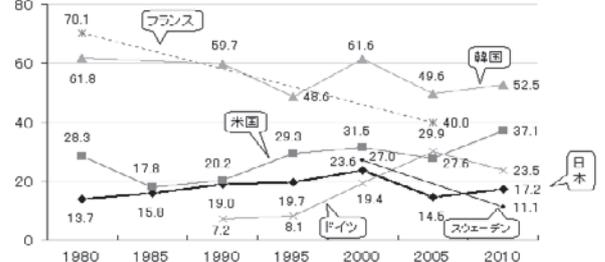
#### 5 高齢者の生活困窮度の国際比較

図表6

高齢者の生活困窮度の国際比較



時系列推移(「困っている」+「少し困っている」)



(注)各国60歳以上の男女が対象(施設入所者を除く)。サンプルは各国1000程度。  
(資料)内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

図表6の上の図は、高齢者の生活の困窮度を4段階の構成比で見たものです。日本は、スウェーデンに次いで「困っていない」が多くなっています。下の図は、反対に「困っている+少し困っている」の比率の推移を国別に示したのですが、米国だけが増加傾向を示しているように見えますが、スウェーデンは減少し、日本は横ばいの感じです。

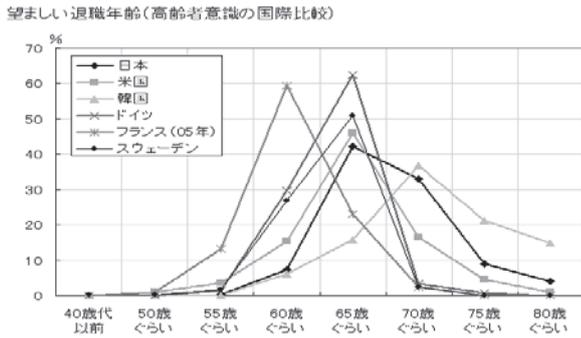
#### 6 高齢者が望ましいと考える退職年齢

図表7は、「現在の就労の有無にかかわらず、収入の伴う仕事を辞める時期は何歳ぐらいが適当か」という問いに対する男性高齢者の回答です。

フランスは「60歳ぐらい」が最も多く、米国、ドイツ、スウェーデンは「65歳ぐらい」が他に比べて多く、日本は「65歳ぐらい」が最も多いものの「70歳ぐらい」もかなりあります。6か国の中で最も高齢まで働きたいとしているのは韓国で、80歳を超えても働きたいと考えている人が15%近くもいます。図表5の高齢者の生活費のうち主な収入源で見たように、韓国は37.5%が仕事による収入としています。

かつて本誌は、「エイジレス・ジェンダーレス働こう」

図表7



(注)「現在の就労の有無にかかわらず、収入の伴う仕事を辞める時期は何歳ぐらいが適当か」という問いに対する男性高齢者(60歳以上)の回答。選択肢には「その他」が含まれるがここでは省いた。

(資料)内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(2010年調査、仏のみ05年)

と呼びかけました。また、スウェーデンのラインフェルト首相が「年金制度を維持するには、75歳まで働き続ける可能性に備えるよう国民に求めた」ことも紹介しました。日本の高齢者は世界一元気なのだから、どこの国よりも高い定年年齢を設定すべきだとも主張しました。

## 7 おわりに

(1) 日本の高齢者の生活と意識の推移を6か国比較で見てきました。ひとり暮らしの高齢者比率は欧米が高く、子や孫との同居比率等は日本、韓国が高くなっていますが、次第に日本、韓国が欧米に近づいているのが分かります。図表6の上の図では、日本の高齢者の55.5%は生活に困っていないとのこと。これだけを見ると、スウェーデンに比べても遜色がありません。しかし、高齢者の自宅での生活を重視し始めているスウェーデンでは、コミュニティ(日本の市町村)や病院による24時間態勢など、在宅介護を援助するいろいろなサービスが用意されています。高齢者に対してだけでなく、子育て支援のための制度も整備されています。それだけの制度、高福祉を享受するために、スウェーデンの国民は所得の半分以上を税金、社会保障費等のために納め、食料品以外の消費税25%を支払うなどの高負担を容認していることを忘れてはなりません。

(2) 厚生労働省は、平成26年7月31日に「平成25年簡易生命表の概況」を発表し、日本人男性の平均寿命が80.21歳となり、香港、アイスランド、スイスに次ぐ世界第4位になったとのこと。女性の平均寿命は86.61歳になり、2年連続で世界一となっています。また、平均余命を見てみると、男性80歳の余命は8.61年、女性85歳の余命は8.19年ですから、男性は89歳近くまで生き、女性は95歳近くまで生きられることとなります。65歳で定年となっても、更に男性は24年、女性は30年も生きることとなります。65歳以上の高齢者が、国民の41.3%を占める70年後には、高齢者の年金、医療費、介護を支えるべき生産年齢(15~64

歳)人口は、現在の40%を切り、総人口に占める生産年齢人口比は、49.6%です。つまり、41.3%の高齢者を49.6%の生産年齢者が支えることとなります。現在は、26.8%を60.7%が支えているのに比べると、その深刻さが分かります。

(3) 本誌は「高齢化対策費に対する少子化対策費の相対ウエイト」が出生率を左右すること、日本はこの比率が先進国の中で最下位であり、したがって、日本の出生率は先進国の中で最下位であることを再三にわたって紹介しました。日本の児童の貧困率はOECDの中で最悪グループであり、学校給食のない夏休み明けに、げっそり痩せ細って登校する生徒に胸を痛める先生たちのことも紹介しました。国のネグレクトにより餓死する子どもが出たら、GDP第3位の日本の面目は、いっぺんに吹っ飛んでしまいます。政府は、国の名誉をかけて、まず、貧困に苦しむ子どもたちを早急に救い出す必要があります。

(4) 1960年代以降、欧米では労働力不足を補うために、移民を積極的に受け入れていましたが、最近では排斥運動が起こる事態となっています。日本には、生産年齢人口が半減しても、人口の41.3%を占める高齢者がおり、働きたくても子どもを抱えて働けない女性が沢山います。高齢者に対しては、取りあえず定年年齢を75歳に引き上げることを目指し、就労の仕方も弾力的に運用するなどすれば、かなりの労働力を確保できるでしょう。幼い子どもを抱えていて働きたくても働けない女性の就労を容易にするためには、「子どもも仕事」のスローガンのもとに、優れた給付制度と保育・教育システムを立ち上げて、女性の就労率も出生率も上げているフランスに学ぶべきものが多いと思います。

(5) 少子超高齢化が進み、人口が急速に減少する社会の最大のメリットは、子ども一人当たりの「自然の恵みの量が増え、見守る高齢者の数が増え、再利用できる敷地、空き室が増える」ことです。現在、全国的に展開されようとしているのが「幼老複合施設」における高齢者福祉と子育てをつなぐ試みです。保育所にデイサービスセンターを併設したり、養護老人ホームに保育所を併設したりすることによって、異世代交流を図ることにあります。無邪気で積極的な子どもに接し、世話をすることで高齢者は明るく、笑顔が増え、元気になるといわれます。子どもたちは、大きな声で挨拶ができるようになり、知識が増え、高齢者をいたわるようになると思います。「高齢の保育士と若い介護士」、この絶妙な役割は、幼老複合施設内だけではなく、祖父母と孫が同居できなくなる日本の高齢者と幼い子どもとの間でも果たされることを祈りたいものです。

注 図表2は、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」の図5と同じであるが、本欄に転載しやすい「社会実情データ図録」Honkawa Data Tribuneが加工作成したものを利用した。

# 日本の「ハーグ条約実施法」施行1年を振り返る

## —日本の中央当局（外務省）の実績を中心に—

「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（いわゆる「ハーグ条約」）が、2013年5月22日に国会で加盟が承認され、同年6月12日に関連法である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「実施法」と略称）が可決成立し、2014年4月1日に「実施法」が施行されて、日本は第91番目の加盟国となりました。

本年3月31日に条約施行後1年が経過しました。中央当局である外務省のこの1年間の実績を、本誌編集部が同省領事部ハーグ室に取材し、運用の実際と問題点を中心にまとめました。また、家庭裁判所への申立てとその対応について紹介し、さらに海外での裁判例についても紹介します。

### ハーグ条約とは子の福祉を重視して子の返還と面会交流の実現を図る条約

本誌60号でも紹介しましたが、グローバル化した現代社会において国際的な人間の往来や結婚が増え、その破綻（国際結婚をした日本人の離婚は年間2万件とも言われている）に伴い、国境を越えた子の奪い合いなどのトラブルが頻発しています。本条約は子の利益を守り、紛争を解決、予防することを目的として、ハーグ国際私法会議で1980年10月25日採択され、1983年12月1日発効しました。

一方の親が他方の親の監護権を侵害して、子をそれまで住んでいた国（常居所地国）から国境を越えて連れ去り又は留置した場合、不法に子を奪取された他方の親は常居所地国と連れ出した先の国が条約締約国であれば、どちらの国の機関「中央当局」にも子の迅速な返還と面会交流を求めることができます。

子を奪ってもすぐに返還しなければならないことを周知させることにより、不法な奪取を抑止することを目的としています。

### I 日本の中央当局の役割

実施法では、わが国の中央当局は外務大臣（外務省）で、外務省領事部にハーグ室が設けられました。

返還や面会交流の援助申請を受けると、子の所在を特定し、子のさらなる危害を防止し、子の返還、面会交流を実現するための協議の斡旋をし、子を返還するための手続開始についての便宜を与え、援助を提供し、子の安全な返還を確保する等の

行政上の措置をとります。

### 援助申請

外務大臣あてに申請書を提出します。申請費用は無料です。また、子がいると信じるに足る国の中央当局に直接申請書を提出することもできます。

日本の中央当局に申請する場合、日本語と英語どちらでも記載することができます。国によっては、日本語や英語の申請書を受け付けられない国もありますが、外務省では、外国語での申請書の記入援助（翻訳）もしてくれます。緊急に子の返還、面会交流を求めている親にとっては心強い援助と言えます。

### 実施1年間の実情

#### \*日本の中央当局（外務省）への援助申請数

この1年間における外務省への援助申請の申立ては113件で、返還に関する申立ては44件、その内、海外への返還申請は26件、外国からの返還申請は18件、面会交流の申立ては69件で、日本にいる子への面会は55件、外国にいる子への面会は14件でした（表1参照）。

#### \*実際に返還された子の数と国

##### A 日本から外国へ返還された子は3件、4人

- ① ドイツへの返還・・・5歳男児。LBP (Left Behind Parent: 残された親の意、以後LBPと表記) はドイツ人の父、TP (Taking Parent: 連れ去った親の意、以後TPと表記) は日本人の母。外務省の支援により、母が任意で子とともに昨年10月中旬にドイツに帰国。初めての返還の事例。

②カナダへの返還・・・6歳男児と4歳女児。LBPはカナダ人父、TPは日本人母。外務省の支援により行ったADR（裁判外紛争解決手続）の結果、母が任意で子とともにカナダに帰国。

③フランスへの返還・・・2歳男児。LBPはフランス人父、TPは日本人母。外務省の支援と両当事者の協議の結果、母が任意で子とともにフランスに帰国。

## B 外国から日本へ返還された子は6件、7人

④スイスからの返還・・・8歳男児。LBPは日本人母、TPはアメリカ人父。スイスにおける裁判の結果、子が返還された。

⑤アメリカからの返還・・・3歳男児。LBP日本人母、TPは日本人父。母が任意で子とともに帰国。

⑥スペインからの返還・・・8歳男児、LBPマレーシア人母、TPスペイン人父。スペインにおける裁判の結果、子が返還された。

⑦ドイツからの返還・・・6歳女児。LBP日本人父、TPドイツ人母。ドイツの裁判所における和解が成立し、母子が日本に帰国。

⑧イギリスからの返還・・・7歳男児。LBP日本人父、TP日本人母。イギリスにおける裁判の結果、母が子とともに日本へ帰国。日本人の子に初適用された事例。

⑨香港からの返還・・・6歳女児と1歳男児。LBP日本人母、TP香港人父。香港における裁判の結果、母が子とともに日本に帰国。

このうちの、①ドイツ、②カナダ、③フランスへの返還については、外務省による支援、斡旋により返還されたもので、⑤アメリカからの返還に関しては外務省の支援によるADRによるものです。

その他3件、④スイスからの返還はスイスの裁判で、⑥スペインからの返還もスペインでの裁判の結果、⑦ドイツからの返還はドイツでの裁判の和解が成立し、母子が日本に帰国しました。

### \* 外国の中央当局への直接申請

外国の中央当局へ直接申請がなされた事案は、⑧イギリス、⑨香港の2件で、それぞれイギリスと香港における裁判の結果、母が子とともに日本へ帰国しました。

## C 面会交流援助申請件数は44件

面会交流の申請は日本に所在する子へ26件、外国に所在する子へ18件、合計44件です。長期にわたる紛争により当事者間の信頼関係は崩壊しており、接触すら拒否をする事案が多い中で、外務省による仲介、斡旋の結果、ほぼすべての事案で両当事者間の連絡が実現し、子との面会交流が実現した例が2件、このうちの1件は子が国境を越えて長期渡航する形で実現しています。

また、外務省の斡旋による任意でのビデオ通話

等による面会が実現した事案が5件あります。

当公益社団法人家庭問題情報センターも面会交流の支援団体として外務省に登録しており、既に数件の相談を受けています。

表1

	返還援助申請	面会交流援助申請	日本と相手国との間の返還実績							
			ドイツ	カナダ	フランス	スイス	アメリカ	スペイン	イギリス	香港
日本に所在する子	26	55	1	2	1					
外国に所在する子	18	14	1			1	1	1	1	2
合計	44	69	2	2	1	1	1	1	1	2

⑨大阪家裁決定・大阪高裁への即時抗告棄却の5歳女子（LBP、TPともに日本人）スリランカへの返還、⑩東京家裁でのトルコへの男子の返還決定（LBPトルコ人父、TP日本人母）は、まだ実際に返還されていないので、計上されていません。

## 紛争の実態

これらの事例から、次のことが分かります。

- 1 少ない子を巡っての（ほとんどの事例が一人子。二人兄弟は2例のみ）熾烈な争いが多いこと。
- 2 ⑤、⑧、後記⑩は国際結婚の破綻ではなく、日本人夫婦の事例である。海外勤務や留学、海外生活が増えているグローバル化した現代では、国際結婚のみでなく日本人夫婦の国境を越えた紛争も多いこと。
- 3 訴訟に移行する前に外務省の働き掛けで、任意に返還をしているケースが多いこと。
- 4 ADR（民間型）による返還はまだ少ないこと。

子の奪い合いを訴訟で争うより、話し合いで解決することが子の利益になる、そのために外務省が家庭裁判所調査官の出向を受けて、当事者の心情を理解しながら援助をしていることが分かります。外務省によるこの1年間のような手厚い援助がいつまで続けられるのか、そのための人力と費用の問題が気になるところです。

ADR（民間型）による返還はまだ少数ですが、今後増大すると思われる申請数、外国との時差等を考えると費用の問題はあるにしても、弁護士会を中心としたADR（民間型）での解決も期待されるところです。

## II 裁判所への申立て件数と結果

外務省による仲介や斡旋が効果を上げられない場合や、当事者がどうしても家庭裁判所での解決を望む場合には、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に調停・審判の申立てをすることに

なります。その際の申立書は、日本語での記入が必要になるので、この記入援助（翻訳）も外務省が援助している事案が多いようです。

「家事事件手続法」施行後による家庭裁判所の調停において、テレビ会議システムや電話会議システムの活用が当事者にとって時間と交通費の負担軽減となり、効果を上げています。海外の中央当局や調停機関との連携、当事者からの事情聴取等の当事者の負担軽減にも、既に多くの事例が積み重ねられていると思われます。

#### \* 家庭裁判所への返還申立て件数は16件

最高裁判所の発表によると、条約発効後のこの1年間の子の返還申立ては東京家裁に12件、大阪家裁に4件、計16件あり、このうち11件で審理が終結し、9件が子の返還を命令、1件が申立てを却下、もう1件が調停成立で取下げ扱いとなったとのことです。審理は非公開のため、各申立ての内容は公表されていません。

このうち、大阪家裁と東京家裁の事例を紹介しましょう。

⑩スリランカへの返還・5歳女兒（LBP, TPともに日本人）2013年2月、日本人父母と女兒は家族でスリランカに渡航、14年6月に母と女兒が一時帰国し、7月に母が戻る意思がないことを伝えたので、父が女兒の返還を求めた審判で、11月にスリランカへの返還を命じた大阪家裁の決定を大阪高裁が支持し、母の即時抗告を棄却した。国内初の司法判断として注目されるが、判断の拠所は、スリランカに帰国後も現地のインターナショナルスクールに通学予定だったことから「居住国はスリランカ」と認定し、「返還により子の心身に害悪を及ぼす危険は」といった例外も認められないとした家裁決定を相当と判断したことによる。（『ハートライン』Vol.140 P2 第一法規）

⑪トルコへの返還・男児（LBPトルコ人父、TP日本人母。3月20日、東京家裁初の返還決定。

### Ⅲ 海外の事例

アメリカ合衆国では、家族法関係の判例を紹介する『Family Law Reporter』という週刊誌が発行され、ハーグ条約関連の記事も多数掲載されています。その中の最近の記事のいくつかを簡単に紹介しましょう。①は審理に必要な鑑定人や弁護士費用、②は審理に本当に必要な鑑定とは何か、③は子の常居所地を決める要素は何か、といった問題に関し、多くの先例を踏まえた判断を示しています。

#### ① 審理に必要な鑑定人と弁護士費用

メキシコ人の父が、母が了解なく3人の子をアメリカに連れ出したと訴えた事例で、DV被害者として避難した母が、ニューヨーク州の裁判所で書類

の翻訳と2日間にわたる審問の通訳、専門家による子の意思の確認、夫からのDV等で専門家の判断を仰ぐために、多くの時間と費用がかかったとして7,500ドルの支払いを夫に求めた。治安判事は2,500ドルを夫に支払えと命じたが、上訴審の連邦地方裁判所は父に6,557ドル60セントの支払義務のあることを認めた。（Vol.41, No.3）

#### ② 本当に必要な鑑定理由は子に及ぼす重大な危険

父母はニュージーランドに住んでいたが、母が父の同意を得ないで子をアメリカに連れ去ったので、父が子の返還を求めてコロラド地区の連邦地方裁判所に子の返還を申し立てた。母は子を返還すれば、子に重大な危険を及ぼす恐れがあるとして、これを検証するための専門家の鑑定を要求した。父は「母の要求は費用と訴訟の負担の増大を招くだけだ」と抗弁した。

裁判所は、鑑定が必要なのは子に及ぼす重大な危険の存否であり、これがあると言えるのは以下の二つの場合に限られ、本事例はそれにあたらないうして母の要求を却下した。（1）監護権紛争が決着する前に、子を差し迫った危険一戦争、飢饉、病気一のある地帯に返す、（2）重大な虐待、ネグレクト又は過度の情緒的依存にさらすことになり、子に十分な保護を与えられない恐れがある。

（Vol.41, No.6）

#### ③ 子の常居所地を考慮する要素

子は婚姻関係にない男女の子として2007年、アルゼンチンに生まれた。2009年父母は関係を解消するにあたり、母が監護権を、父が面会交流権を持つ、母は父の個別的同意を得て年間45日の子を伴う旅行ができるとする合意をした。2013年9月母はアメリカのボストンに職を得て、子を母方祖母に預けて赴任した。父は子がアルゼンチンの学期が終わる2013年末に母が子をボストンに引き取ることに同意した。母は子が早く環境になじむよう12月の休みの前に連れて行く同意を求めたが父は学期が終わるまで待つべきだと答えた。それでも母が子をボストンに引き取ったところ、父はアルゼンチンの裁判所にハーグ条約による子の返還を申し立てた。第一審の裁判所はこれを認めしたが母は控訴した。控訴裁判所は次のように判示して父の申立てを却下した。

子の常居所地とその移動を判断するについては、第一に子の永住を決定する資格のある者の合意による。第二に子が現在住んでいる場所への適応を考慮しなければならない。本ケースにおいては返還を要求する親が子の現住する場所に移動することをすでに承知し、子が移動先に適応していることが認められる。（Vol.41, No.16）



# 宝くじは、 みなさまの 豊かな暮らしに 役立っています。

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の  
整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に  
強い街づくりまで、さまざま  
かたちで、みなさまの  
暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や  
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

ホームページ <http://jla-takarakuji.or.jp/>